

議第24号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(滋賀県使用料および手数料条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

- (1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）別表第28第1項注1、注3
および注5ならびに別表第28の2第1項注1、注3および注5
- (2) 滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）
別表第1項第1号の表および第2号の表
- (3) 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第14号）別表第1
項第1号注1、注3および注5
- (4) 滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第15号）
別表第1項の表
- (5) 滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）別表第2第2項の表
- (6) 滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和57年滋賀県条例第18号）別表第2第1項第1号の表
- (7) 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年滋賀県条例第16号）第2条第1項第9号
- (8) 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第58号）
別表
- (9) 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）
別表第1項注3
- (10) 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第23号）
別表注1、注3および注5
- (11) 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）別表第
1項第1号の表および第2号アの表ならびに注2ならびに第2項第1号の表
- (12) 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第57号）別表第1項
第1号の表および第2号の表ならびに注2
- (13) 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第45号）別表第
1項第1号の表および第4号の表ならびに注2

- (14) 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）別表第1項第1号の表および第2号の表ならびに注2
- (15) 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第33号）別表第1項の表ならびに第3項第1号の表および第2号の表ならびに注2
- (16) 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第21号）別表第1項第1号の表および第2号の表ならびに注5、第2項注2ならびに第3項注2
- (17) 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）別表第1項第1号の表および第2号の表ならびに注2
- (18) 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第31号）別表
- (19) 滋賀県立琵琶湖漕艇場^{そう}の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第29号）別表注2
- (20) 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第24号）別表第1項の表および第2項の表
- (21) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）別表注2
- （滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県立びわ湖フローティングスクールの設置および管理に関する条例の一部改正）
- 第2条 次に掲げる条例の規定中「小学校」の右に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。
- (1) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）別表第1第1項第21号エ
- (2) 滋賀県立びわ湖フローティングスクールの設置および管理に関する条例（昭和58年滋賀県条例第29号）第4条第1号
- （滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部改正）
- 第3条 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。
- 別表第1項の表および第2項の表注2中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加え、別表第3項の表中「小学校」の右に「もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）」を加え、別表第4項第1号の表中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加え、別表第5項第2号注1中「小学校」の右に「もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）」を加える。
- （滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部改正）
- 第4条 滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成24年滋賀県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「中学校を」を「中学校もしくは義務教育学校を」に改める。

(滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表注1中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加え、「生徒」を「児童もしくは生徒」に改め、同表注3および注4中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

(滋賀県建築基準条例の一部改正)

第6条 滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項第5号中「小学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

(「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部改正)

第7条 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例(平成15年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「高等学校」を「義務教育学校、高等学校、中等教育学校」に改める。

(滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部改正)

第8条 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第2号の表ならびに注2および注4中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加え、別表第2項中「小学校」の右に「もしくは義務教育学校(前期課程に限る。)」を加える。

(滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第9条 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例(昭和57年滋賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「中学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に、「中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が」を「中等教育学校またはこれらに関係のある団体が児童または」に改め、別表第2項の表中「中学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に改め、「前期課程に限る。）」の右に「児童もしくは」を加える。

(滋賀県暴力団排除条例の一部改正)

第10条 滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「中学校」の右に「、義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。